

(請求人様)

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

平成30年 1月17日に提出された名古屋市職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本件住民監査請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本件住民監査請求は、「減税日本 元祖・庶民革命」の代表者に対して市長が平成27年 5月20日に返還命令をした40万円の債権について、本市職員が債権の管理を怠っていると主張し、当該債権に係る必要な措置を講じることを求めているものと思料される。

ところで、住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止するための措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を証する書面を添付しなければならないとされており、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならないとされている。また、財務会計上の行為が法令に違反している等の違法性又は不当性について具体的に摘示してなければならないとされている。

本件住民監査請求が対象とする債権については、平成27年10月29日付平成27年監査公表第 6号において、名古屋市債権管理条例の定めるところにより、平成27年 9月24日、「減税日本 元祖・庶民革命」の代表者に対して書面にて督促がされていることを監査委員は確認している。

本件住民監査請求において請求人は、前回の監査以後において、本市職員が当該債権の管理を怠っていると主張していると思料されるが、添付された行政文書非公開決定通知書に記載されている「政務活動費とくそく返還を求める措置がわかるもの」に該当する行政文書が不存在であることをもって、違法又は不当に債権の管理を怠る事実を示しているとは言えない。

よって、本件は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)